「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千分の〇・五七七」とあるのは「千分の〇・五四八」と、「組合員期間の	平成十二年地共済改正法附則第十一条の二の見出し	法による年金である給付の額
	平成十二年地共済改正法附則第十一条の二第一項	法第四十四条の二から第四十四条の五まで	年金である給付
		改正前地共済法による職域加算額	改正前地共済法による職域加算額
	平成十二年地共済改正法附則第十一条の二第二項	法第四十四条の二（法第四十四条の三から第四十四条の五まで	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで
	平成十二年地共済改正法附則第十一条の二第一号	法第四十四条の二第一項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項
	平成十二年地共済改正法附則第十一条の二第三項	法第四十四条の三（法第四十四条の五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
	平成十二年地共済改正法附則第十一条の二第四項	法第四十四条の四（法第四十四条の五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
	平成十二年地共済改正法附則第十一条の二第五項	法第四十四条の五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
	平成十二年地共済改正法附則別表備考	法第四十四条の二第一項第一号	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号

2　改正前地共済法による職域加算額に係る地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十七号。以下この項及び第十八条第二項において「平成十五年地共済改正令」という。）附則第五条第一項から第四項まで及び第六条から第九条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十五年地共済改正令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第五条第一項	法による障害共済年金（	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（第三項において「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち障害を給付事由とするもの（以下「旧職域加算障害給付」という。）
	について平成十二年改正法	金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法
	、平成十二年改正法	適用するなお効力を有する改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、平成二十七年経過措置政令第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定をいう。以下同じ。）
	適用する法	適用するなお効力を有する改正前地共済法
附則第五条第二項	法による障害共済年金について	旧職域加算障害給付について平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する
	、平成十二年改正法	、平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法
	適用する法	適用するなお効力を有する改正前地共済法
附則第五条第三項	法による遺族共済年金（法	改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下「旧職域加算遺族給付」という。）なお効力を有する改正前地共済法
	平成十二年改正法	平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法
	適用する法	適用するなお効力を有する改正前地共済法
附則第五条第四項	法による遺族共済年金について	旧職域加算遺族給付について平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する
	、平成十二年改正法	、平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法
	適用する法	適用するなお効力を有する改正前地共済法
附則第六条第一項	法第九十五条	なお効力を有する改正前地共済法第九十五条